令和4年度第2回摂津市個人情報保護審議会会議録

日 時:令和4年7月4日(月) 午前10時00分開会 午前10時35分閉会

場 所: 摂津市役所消防本部3階大会議室 出席委員: 米田会長、小林委員、鷹家委員

担 当 課:生活環境部市民課事務局:総務部情報政策課

1. 議題

(1) 大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る支給対象者情報の外部提供について

2. その他

1. 議題

<大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る支給対象者情報の外部提供について>

会 長 大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る支給対象者情報の外部提供について、担当課から説明をお願いする。

担当課 新型コロナウィルスの蔓延やウクライナ情勢による物価高騰の府民生活への影響を踏まえ、大阪府にてギフトカード等を配布する支援策を実施する。

支給対象者は、「令和4年6月30日において住民基本台帳に記録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者」及び「令和5年2月28日までに大阪府内市町村において出生届が提出された者」である。

摂津市から大阪府に、令和4年6月30日時点における支給対象者の「氏名・生年月日・住所・世帯主の氏名」等を提供し、大阪府は受け取った名簿を元に各世帯にギフトカード等を配布する。

支給対象者データの大阪府への提供について可否を諮問したい。

会 長 3点確認したい。

1点目について、ギフトカード等の配布単位は世帯なのか。無戸籍者に関する情報の取 得はどのように行うのか。

2点目について、実際に配布を行うのは外部委託業者なのか。

3点目について、資料②-3(4)に「収集した個人情報は業務終了後に廃棄する」という 旨の記載があるが、業務が終了するのは具体的にいつなのか。

担当課 1点目について、現在大阪府から詳細内容に関する通知を待っている段階だが、提供する支給対象者のデータに「世帯主の氏名」が含まれることから、世帯単位ではないかと推測する。摂津市内の無戸籍者に関しては、戸籍には載っていないが住民票があり住民基本台帳には載っている。そのため6月30日付で抽出した対象者リストにも掲載されており対象となる。

2点目について、大阪府から、大阪府が委託業者と契約を結び実際の配布は委託業者が 行うことになると聞いている。

3点目について、令和5年3月末に業務が終了し、そのタイミングで廃棄となる。令和5年 2月28日までに出生届が提出された新生児に関しては、3月上旬に摂津市から大阪府に改 めてデータを提供し、大阪府が3月中に配布する。 会 長 2点目について、外部委託の契約自体は大阪府が行うことではあるが、市民の個人情報 を預けることになるので、委託先あるいは再委託先等の情報まで摂津市の責任で事前に チェックする必要があるのではないか。

担当課 外部委託について大阪府に確認する。

委 員 資料⑤について、支給対象者のデータはどのような形で提供するのか。

担当課 運用方法については大阪府から最終的な通知がまだ来ていないが、現段階では大阪府と 調整の上、提供方法を決めることになっている。 これから調整を進め決定していく。

委員できるだけリスクの低い方法で提供する必要がある。 また、提供したデータについて、廃棄するまでの手順が記載された資料は大阪府側に存在するのか。紙媒体で提供する場合はシュレッダーで廃棄するまでの手順が必要だと思われる。

担当課大阪府に確認する。

委員 大阪府が決めたことではあると思うが、DV被害者の方の申出受付期間が二週間しかなく 令和4年7月5日が期限となっているが、短すぎるのではないか。

担当課 当課としても同意見を持っている。 大阪府に伝え、7月6日以降は一切受け付けないのかを確認する。

委員 特別な配慮を要する方への対応について、摂津市で対処できる余地はあるのか。 例えば申出受付期間が過ぎた後に出生した新生児等、対象から漏れてしまう場合も考えられるのではないか。様々なケースの発生が考えられるので、随時大阪府と連携し対応策を検討して欲しい。

担当課摂津市として対策できることがあれば、大阪府とも連携を取りながら進めていく。

会 長 他に質問がないようであれば表決を行う。大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る支給対象者情報の外部提供について、賛成の方は挙手をお願いする。

(委員3名全員举手)

全員が賛成ということで、大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る支給対象者情報の外部提供について、承認とする。

会長大阪府に対しては、個人情報の受け渡し方法、個人情報の取り扱いマニュアルの有無、DV被害者の申出受付期間について、確認をお願いする。また、特別な配慮を要する方への対応については、摂津市で対策できることがあれば大阪府とも連携を取りながら進めることをお願いする。

2. その他

次回開催について、令和4年11月頃を予定していると事務局から説明。

個人情報保護審議会への諮問書

摂 生 市 第 1 4 2 号 令和 4 年 6 月 2 2 日

摂津市個人情報保護審議会 会長 米田 宗義 様

摂津市長 森 山 一 正 (公 印 省 略)

摂津市個人情報保護条例の規定により下記の内容について、諮問します。

個人情報を取り扱う 事務の名称	「大阪府子ども教育・生活支援事業」の実施に係る支給対象者情報の外部提供について
該当事項	□要配慮個人情報の収集等(条例第7条第2項)
	□本人以外からの収集(条例第8条第2項第6号)
	■目的外利用等(条例第9条第1項第5号)
	□オンライン結合による外部提供(条例第9条第3項)
	□その他
該当事項となる理由	新型コロナウイルスの蔓延やウクライナ情勢による物価高騰の府民生活への影響を踏まえ、大阪府が子育て世帯にかかる教育・生活上の負担を支援するために実施する18歳以下へのプッシュ型支援策により、ギフトカード等の配布を目的として摂津市が保有する対象者情報を大阪府に提供することが、摂津市個人情報保護条例第9条に規定する保有個人情報の外部提供に該当するため。【対象者】 ※令和4年6月30日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者。 ※令和5年2月28日までに、大阪府内市町村において出生届が提出された者。
担当課	生活環境部 市民課
備考	別紙あり